

宇部市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務の委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要項は「宇部市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務」の受託者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

※本業務は、環境省補助事業「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第2号事業」を活用して実施するものであり、当該補助事業の執行団体からの指導等により、今後内容等を変更することもある。

## 2 業務概要

- (1)業務名 宇部市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務
- (2)業務内容 「宇部市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務」委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和7年1月17日まで
- (4)提案上限金額 9,878,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)当該業務を適切に実施できる法人であること。
- (2)「宇部市競争入札（見積）参加資格者名簿（業務委託等－その他－調査・研究及び計画策定）」に登録されていること。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4)公募開始の日から契約締結日までの間において、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5)公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6)租税（法人税、消費税、都道府県税及び市税）を滞納していないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の公営員は、単独又は他の共同企業体として、本プロポーザルに参加できないものとする。

ア 構成員は、上記(1)～(8)のすべての要件を満たしていること。

イ 構成員間で共同企業体に関する協定を締結し、代表の構成員を選定のうえ、その他の構成員が代表構成員に、本プロポーザル及び見積り・契約締結・委託料の請求及び受領に関する権限を有していること。

#### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	日程	備考
1	プロポーザル公募開始	令和6年7月26日(金)	市ウェブサイト
2	質問受付期限	令和6年7月31日(水)17時	電子メール
3	質問と回答の公表	令和6年8月2日(金)	市ウェブサイト
4	参加申込書の提出期限	令和6年8月7日(水)17時	電子メール
5	参加資格決定通知	令和6年8月9日(金)	電子メール
6	企画提案書の提出期限	令和6年8月19日(月)17時	持参又は郵送(必着)
7	選定審査	令和6年8月21日(水)	予定
8	受託候補者の決定及び通知	令和6年8月28日(水)	予定
9	契約締結	令和6年9月上旬	

#### 5 実施要綱等の配布

(1) 配布開始 令和6年7月29日(月)

(2) 配布方法 市ウェブサイトに掲載

#### 6 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式第1号】

(2) 提出期限

令和6年7月31日(水)17時 (必着)

(3) 提出方法

電子メール

開封確認を付して送信すること。

電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

(4) 回答方法

令和6年8月2日(金)を目途に市公式ウェブサイトに掲載を行う。

なお、質問者名は公表しないものとする。

## 7 参加申込書の提出

### (1)提出書類

#### ア 参加申込書【様式第2号】

※共同事業体による応募の場合は【様式第3号の1】を使用し、次の書類もあわせて、提出すること。

- ・共同事業体結成協定書兼委任状【様式第3号の2】
- ・共同事業体連絡先一覧【様式第3号の3】

#### イ 法人等概要書【様式第4号】

※共同事業体による応募の場合は、共同事業体及び構成員ごとに作成すること。

#### ウ 業務実績書【様式第5号】

※共同事業体による応募の場合は、共同事業体及び構成員ごとに作成すること。

### (2)提出期限

令和6年8月7日(水)17時(必着)

### (3)提出方法

電子メール

開封確認を付して送信すること。

電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

### (4)参加資格結果通知

令和6年8月9日(金)頃までに、すべての応募者に電子メールにより通知する。

(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知する。)

### (5)参加資格非該当の説明請求

参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日(土日祝日を除く。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

## 8 企画提案書の提出

前項の参加資格を通知された者は、次の方法で必要書類を提出すること。

### (1)提出書類

企画提案書【様式第6号】に下記の添付書類を付して提出すること。

	書類名称	様式、添付書類等
1	企画提案書	<b>【様式任意】</b> ・仕様書記載の業務内容について、具体的な実施内容を記載すること。 ・表紙、目次等を含めA4サイズ10枚程度にまとめること。

2	業務工程表	【様式任意】 A4 サイズ 1 枚程度にまとめること。
3	業務実施体制調書	【様式第 7 号】 ・ 配置予定の管理責任者、担当者を記載すること。 ・ 本業務の一部を別の事業者へ依頼する場合は、その内容がわかるよう記載すること。
5	見積書	【様式第 8 号】 ・ 積算内容がわかるように内訳を記載すること。 ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、提案上限以内の金額とすること。 ・ 任意様式の場合も様式第 6 号記載の注意事項に従うこと。

## (2)提出部数

正本 1 部

副本 5 部

## (3)提出期限

令和 6 年 8 月 19 日(月)17 時 (必着)

## (4)提出方法

持参又は郵送により提出するとともに、メールにより提出書類と同一の電子データ一式の送付を行うこと。なお、見積書については、正本 1 部にのみ添付すること。

持参の場合、受付時間は平日「9 時から 12 時まで」及び「13 時から 17 時まで」とする。

郵送の場合、書留郵便で送付すること。

## (5)提出先

後述「16 事務局」記載の場所とする。

## (6)その他

提出された企画提案書等は、審査以外に無断で使用することはない。

ただし、情報公開請求のあった場合には宇部市情報公開条例に基づき対応する。

## 9 参加の辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届【様式第 9 号】を電子メールで事務局に提出すること。また、参加申込書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとします。

## 10 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、内部委員及び外部委員により構成される選定委員会を設

置し、提出された企画提案の内容を「14 選考審査基準」に基づいて、書類審査及びプレゼンテーション審査にて総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定する。

#### 11 プレゼンテーション審査（非公開）

(1)実施予定日 令和6年8月21日(水)(予定)

(2)実施場所 宇部市湖水ホール 第1展示室

(3)実施方法

①提案した資料を用いてプレゼンテーションを行う。(15分以内)

②質疑応答(10分程度)

③参加者は1者3人までとする。

なお、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。

※プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、追加での提案説明や資料配付は認めない。ただし、動画による説明等、企画提案書に記載の困難な資料については企画提案書にその旨を記載したうえでこの限りでない。なお、プロジェクター、投影用スクリーンは本市が用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。

※各提案者への時間の割り当ては、参加者数により、時間・場所等が変更になる場合もあるため、提出後電子メール等により連絡する。

※参加者が1者のみの場合も実施する。

※日時等の詳細については、応募者に別途通知するものとする。

#### 12 審査結果の通知と公表

審査結果及び受託候補者の選定については、参加事業者に書面により通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知する。)

なお、受託候補者として選定されなかった者は、通知日の翌日から起算して7日(土日祝日を除く。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

#### 13 契約締結

本市と受託者は、宇部市財務規則(昭和44年宇部市規則第4号、以下「財務規則」という。)に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、受託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

なお、契約の締結にあたっては、宇部市財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。ただし、同規則第99条各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金を免除する。

#### 14 選考審査基準

評価項目	資料	評価基準	配点
実施体制	業務実施体制調書	本業務の担当者は、十分な業務経験を有しているか。	10
		業務を滞りなく実施できる人員体制が確保されているか。	10
提案内容	企画提案書	本業務の趣旨を理解し、適切な提案がされているか。	10
		太陽光発電設備の導入量・導入手法等を検討できる内容となっているか。	10
		今後、本市の公共施設に太陽光発電設備を導入していくにあたり、有用な内容となっているか。	10
調査		効率的に調査を実施できる内容となっているか。	10
		調査対象施設の太陽光発電設備導入可能量がわかる内容となっているか。	10
スケジュール	業務工程表	工程及びスケジュールは妥当なものであるか。	10
実績	業務実績書	過去の事業実績から、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	10
費用	見積書	配点×(全事業者のうち、最低見積金額) /提案事業者の見積金額 ※小数点第2位を四捨五入	10
合計			100

#### 15 その他

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。

- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
  - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ 見積額が委託料上限額を超えている場合
  - オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - カ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 本業務は、環境省補助事業「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第2号事業」を活用して実施するものであり、当該環境補助事業の交付規程、公募要領、実施要領、Q&A集を熟覧し、要件等に準拠した提案及び業務実施を行うこと。
- (10) 共同事業体で応募される場合、代表団体、構成団体の変更は認められません。
- (11) 契約時の本業務仕様書については、受託候補者と市双方協議のうえ、決定するものとする。

## 16 事務局

宇部市 市民環境部 環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8246

メールアドレス：[info-envi@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:info-envi@city.ube.yamaguchi.jp)